平成２３年（フ）第９５９号
福岡県太宰府市通古賀１丁目４番８―403号、前住所福岡県太宰府市高雄６丁目17番７号
破産者　元春貴美子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２３号
福岡市南区若久団地52番202号
破産者　熊野御堂靖博
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０１号
長崎県西海市西彼町上岳郷302番地２
破産者　田中　晋固
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
東京都世田谷区経堂１丁目22番18号　タイムポート経堂302、旧住所長崎県長崎市万屋町２番８号　藤原ビル601号
破産者　藤原龍次郎
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
長崎県長崎市江平１丁目22番24号
破産者　北川　博文
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
埼玉県川越市砂新田３丁目18番地１　サンライトハイム303号室、開始決定時の住所宮崎市錦町６番３号　サーパスシティ宮崎駅前316号
破産者　桑畑　廣子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７６号
秋田市山王５丁目４番17号、前住所秋田市大町４丁目４番17号　ホーユーパレス1001
破産者　髙橋　正明
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
秋田市御所野下堤１丁目４番16号
破産者　佐藤　勝二
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
秋田市川尻若葉町２番21号
破産者　安宅　　繁
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
茨城県石岡市石岡２丁目11番地４　コーポイーストサイド201号室
破産者　沼崎　義種
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
福島市瀬上町字幸町31番地の６　２号
破産者　斎藤傳一郎
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
福島市飯坂町平野字**糘**立16番地の１
破産者　大槻　剛嗣
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３７号
福島県いわき市泉玉露５丁目16番地の２　パークハイムＡ―201
破産者　内田　計男
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１００号
福島県いわき市江名字北口173番地
破産者　佐藤　庸雄
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１４４０号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目16番10号　柏陽荘101
破産者　矢野　　薫
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８５号
神奈川県高座郡寒川町倉見567番地２　ディアコート101号
破産者　吉川　典正
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０６号
神奈川県大和市下和田262　いちょう団地60―306、住民票上の住所神奈川県逗子市池子３丁目21番27号
破産者　長野　　稔
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１４２号
神奈川県厚木市温水2298番地７　メルベーユＢ棟、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市愛甲2914番地６
破産者　安西　輝夫
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６３号
神奈川県厚木市戸田2269番地１　シャトレー湘南Ⅰ―101
破産者　文成　　守
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部